

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【四半期会計期間】	第54期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社コメリ
【英訳名】	KOMERI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 捧 雄一郎
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市南区清水4501番地1
【電話番号】	025(371)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 早川 博
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市南区清水4501番地1
【電話番号】	025(371)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 早川 博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第3四半期連結 累計期間	第54期 第3四半期連結 累計期間	第53期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高及び営業収入 (百万円)	254,311	249,601	335,567
経常利益 (百万円)	16,849	14,712	19,626
四半期(当期)純利益 (百万円)	9,963	9,120	10,573
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	10,056	9,469	10,510
純資産額 (百万円)	133,707	141,281	133,822
総資産額 (百万円)	282,565	293,885	296,811
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	196.20	179.73	208.22
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	195.93	179.42	207.92
自己資本比率 (%)	47.3	48.0	45.0

回次	第53期 第3四半期連結 会計期間	第54期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	65.56	61.10

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高及び営業収入の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。なお、P Wはパワー、H Cはホームセンター、H & Gはハードアンドグリーン、A Tはアテナの略称であります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、政府による景気対策や日銀の金融緩和を背景に、一部の企業に業績の回復がみられたものの、実質GDP成長率が年率換算で2四半期連続のマイナスとなる等、景気の先行きは依然として不透明な状況となりました。

小売業界におきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や天候不順の影響、更に消費者物価の上昇による家計の圧迫等により、消費支出は4月から8ヶ月連続で前年を下回り、景気の足踏みが予想外に長引く状況となりました。

このような状況のもと、当社グループの当第3四半期連結累計期間は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響により、家庭用品を中心とした消耗品の販売が苦戦いたしました。また、例年に比べ11月の気温が高めに推移したことや降雪時期が遅れたことにより季節商品の販売も伸び悩み、売上高・利益共に前年同期比減となりました。

一方、北海道への本格進出の第一歩として、12月5日、大型店P W苫小牧東店を開店、地域のお客様のご支持を賜わり、順調なスタートを切ることができました。

新規出店につきましては、上記苫小牧東店を含むP Wを6店舗（北海道、新潟県、富山県、茨城県、奈良県、和歌山県）、H Cを2店舗（山形県、滋賀県）、H & Gを1府5県下に7店舗、A Tを1店舗、合計で16店舗を開店いたしました。また、H & G 1店舗（和歌山県）を閉店し、H C 2店舗（秋田県、三重県）をP Wへ業態転換をいたしました。これらにより当第3四半期末の店舗数は、P W36店舗、H C 145店舗、H & G 968店舗、A T 16店舗、合計で1,165店舗となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の営業収益は、2,496億1百万円（前年同期比98.1%）、営業利益は、152億54百万円（同87.5%）、経常利益は、147億12百万円（同87.3%）、四半期純利益は、91億20百万円（同91.5%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ホームセンター

##### (イ) 金物・資材・建材

リフォーム工事につきましては、駆け込み需要の反動はありましたが、建築資材や作業衣料等は、底堅い動きとなりました。これにより売上高は、775億10百万円（前年同期比99.3%）となりました。

##### (ロ) 園芸・農業用品

肥料・農薬の駆け込み需要の反動はありましたが、12月の降雪により除雪用品は好調に推移いたしました。これにより売上高は、579億81百万円（同99.7%）となりました。

##### (ハ) 家庭用品

日用消耗品、家電品を中心に駆け込み需要の反動が継続いたしました。これにより売上高は、592億95百万円（同96.6%）となりました。

##### (ニ) オフィス・レジャー用品

家具・収納用品、レジャー用品を中心に販売が低迷いたしました。これにより売上高は、332億14百万円（同98.7%）となりました。

##### (ホ) 灯油他

灯油の販売数量が前年を大きく下回りました。また、年末にかけて原油価格の急落により、灯油の販売単価も下落いたしました。これにより売上高は、176億51百万円（同93.3%）となりました。

以上の結果、ホームセンター全体としての売上高は、2,456億54百万円（同98.2%）となりました。

その他

燃料、書籍等の売上高は、39億47百万円（前年同期比95.4%）となりました。

## (2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、1,270億85百万円となり、前連結会計年度末に比べ61億85百万円減少いたしました。主に現金及び預金が34億6百万円、受取手形及び売掛金が6億11百万円、商品及び製品が17億81百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定資産は、1,667億99百万円となり、前連結会計年度末に比べ32億58百万円増加いたしました。主に有形固定資産の増加によるものであります。

この結果、総資産は、2,938億85百万円となり、前連結会計年度末に比べ29億26百万円減少いたしました。

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、943億66百万円となり、前連結会計年度末に比べ246億87百万円減少いたしました。主に短期借入金が301億50百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、582億37百万円となり、前連結会計年度末に比べ143億3百万円増加いたしました。主に長期借入金が144億68百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,526億3百万円となり、前連結会計年度末に比べ103億84百万円減少いたしました。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、1,412億81百万円となり、前連結会計年度末に比べ74億58百万円増加いたしました。主に利益剰余金が75億69百万円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は、48.0%（前連結会計年度末は45.0%）となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### 基本方針の内容の概要

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は下記に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

### 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

#### (イ) 経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

#### (ロ) 企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、圧倒的な売場面積と品揃えでプロのお客様のご要望にもお応えできる大型店のPW、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できるHC、そしてDIY用品と園芸用品に特化した当社独自の専門店舗態であるH&Gを全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。平成26年12月31日現在、PW 36店舗、HC 145店舗、H&G 968店舗、AT 16店舗、合計で1,165店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、業界最多の標準化された店舗のマスの力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMERI.COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開、国内ホームセンター業界では初の自社運営となる「コメリカード」「コメリ・ビジネスカード」「コメリ・アグリカード」によるカードサービスの提供により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマスの力を最大限に活かした経営を行っております。

これら他社が真似のできない当社独自の経営ノウハウが当社の企業価値の源泉となっており、これらを十分に理解せずに行う経営では、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上ができないものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下、本プラン）の承認をいただいております。本プランは、有事の際に対抗措置（新株予約権の無償割当ての実施）を発動する事前警告型のプランです。具体的には、以下のような内容を有しております。

- (イ) 当社が発行する株式等について、20%以上の買付け等を行うことを希望する買付者等は、予め買付け内容等の検討に必要な情報等を当社に提出していただきます。
- (ロ) 新株予約権の無償割当ての実施・不実施や取得等につき、取締役会の恣意的判断を排するために、取締役会から独立した組織である特別委員会が設置されます。特別委員会は、買付者等から提出していただいた情報を精査し、追加的に情報提供を求めたり、当社取締役会に対して、当該買付け行為に対する意見及びその根拠資料、代替案等を求めることがあります。
- (ハ) 特別委員会は、買付者等や当社取締役会から情報・資料を受領した後、必要に応じ、外部専門家等の助言を得た上、買付者等の買付け内容、当社取締役会の提示した代替案等について、評価・検討し、当社取締役会に対抗措置の発動の可否を勧告します。
- (ニ) 当社取締役会は、特別委員会の判断を得た上、買付者等が、当社の一定の手続きを遵守しない場合や当該買付け行為が当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なう等と認められる場合に、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。
- (ホ) 対抗措置として、新株予約権を割当てる場合には、当該新株予約権に買付者等による権利行使は認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。

上記が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての判断とその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- (イ) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

- (ロ) 株主意思の重視

本プランは、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入され、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会及び平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において、それぞれ継続することのご承認を得ております。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(八) 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(二) 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	131,000,000
計	131,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	54,409,168	54,409,168	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	54,409,168	54,409,168	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	54,409,168	-	18,802	-	29,855

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,625,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,733,600	507,336	-
単元未満株式	普通株式 49,868	-	-
発行済株式総数	54,409,168	-	-
総株主の議決権	-	507,336	-

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、6,300株(議決権の数63個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コメリ	新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1	3,625,700	-	3,625,700	6.7
計	-	3,625,700	-	3,625,700	6.7

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は3,825,727株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,029	9,623
受取手形及び売掛金	11,749	11,138
有価証券	11	-
商品及び製品	98,944	97,162
原材料及び貯蔵品	164	168
繰延税金資産	1,275	739
その他	8,308	8,435
貸倒引当金	212	181
流動資産合計	133,270	127,085
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	96,295	100,347
土地	28,885	29,258
リース資産(純額)	6,277	5,830
その他(純額)	8,511	8,355
有形固定資産合計	139,969	143,793
無形固定資産	7,247	7,090
投資その他の資産		
投資有価証券	462	513
繰延税金資産	5,922	5,379
敷金及び保証金	8,208	8,107
その他	1,754	1,945
貸倒引当金	25	30
投資その他の資産合計	16,323	15,915
固定資産合計	163,540	166,799
資産合計	296,811	293,885
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	50,739	54,026
短期借入金	40,350	10,200
1年内返済予定の長期借入金	6,745	8,337
リース債務	2,099	1,954
未払法人税等	3,729	1,521
賞与引当金	2,023	857
役員賞与引当金	60	38
店舗閉鎖損失引当金	21	21
ポイント引当金	474	748
災害損失引当金	9	9
その他	12,801	16,652
流動負債合計	119,054	94,366

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>固定負債</b>		
長期借入金	24,621	39,090
リース債務	4,926	4,561
役員退職慰労引当金	961	961
退職給付に係る負債	7,335	7,322
資産除去債務	3,925	4,173
その他	2,162	2,128
<b>固定負債合計</b>	<b>43,934</b>	<b>58,237</b>
<b>負債合計</b>	<b>162,988</b>	<b>152,603</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	18,802	18,802
資本剰余金	25,260	25,260
利益剰余金	98,404	105,974
自己株式	8,799	9,293
<b>株主資本合計</b>	<b>133,668</b>	<b>140,743</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	72	98
繰延ヘッジ損益	267	481
退職給付に係る調整累計額	349	240
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>9</b>	<b>340</b>
<b>新株予約権</b>	<b>163</b>	<b>198</b>
<b>純資産合計</b>	<b>133,822</b>	<b>141,281</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>296,811</b>	<b>293,885</b>

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	246,445	241,463
売上原価	167,907	164,031
売上総利益	78,538	77,431
営業収入	7,866	8,137
営業総利益	86,404	85,569
販売費及び一般管理費	68,974	70,314
営業利益	17,429	15,254
営業外収益		
受取利息	25	22
受取補償金	85	67
その他	181	207
営業外収益合計	291	297
営業外費用		
支払利息	406	352
為替差損	389	367
その他	75	120
営業外費用合計	871	839
経常利益	16,849	14,712
特別利益		
受取補償金	-	320
補助金収入	-	46
特別利益合計	-	367
特別損失		
固定資産処分損	237	425
特別損失合計	237	425
税金等調整前四半期純利益	16,612	14,653
法人税、住民税及び事業税	6,093	4,831
法人税等調整額	555	701
法人税等合計	6,648	5,533
少数株主損益調整前四半期純利益	9,963	9,120
四半期純利益	9,963	9,120

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	9,963	9,120
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9	26
繰延ヘッジ損益	83	214
退職給付に係る調整額	-	109
その他の包括利益合計	92	349
四半期包括利益	10,056	9,469
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,056	9,469
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

## 【注記事項】

## (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎とする方法からデュレーションアプローチへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が4億29百万円減少し、利益剰余金が2億77百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

## (四半期連結貸借対照表関係)

## 四半期連結会計期間末日満期手形等

四半期連結会計期間末日満期手形、ファクタリング対象の買掛金及び電子記録債務の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形等の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形及び売掛金	- 百万円	2百万円
支払手形及び買掛金	-	10,288
流動負債「その他」 (設備関係支払手形)	-	54

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	8,708百万円	8,973百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	914	18	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金
平成25年10月29日 取締役会	普通株式	914	18	平成25年9月30日	平成25年12月2日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月20日 取締役会	普通株式	914	18	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
平成26年10月28日 取締役会	普通株式	914	18	平成26年9月30日	平成26年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、ホームセンターのみであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	196円20銭	179円73銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	9,963	9,120
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	9,963	9,120
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,782	50,744
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	195円93銭	179円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	69	86
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2【その他】

平成26年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....914百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....18円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成26年12月1日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月10日

株式会社コメリ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北方 宏樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若松 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コメリの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コメリ及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。